

平成 30 年 11 月 13 日

環境省自然環境局 総務課 動物愛護管理室
環境省自然環境局 野生生物課 希少種保全推進室
環境省奄美野生生物保護センター
奄美大島ねこ対策協議会

御中

『奄美大島における生態系保全のためのノネコ管理計画』への意見書

川口短期大学 教授 小島望

野生動物の保全生態的研究、および動物の餌付け問題を通じて「野生」と「野生」ではない境界領域の動物の研究に携わってきた専門的立場から、『奄美大島における生態系保全のためのノネコ管理計画（以下、『奄美ノネコ管理計画』とする）』において、複数の矛盾点や不合理的な点が確認できたため、以下について早急に改善を要求します。なお本要求に対する回答は平成 30 年 11 月 27 日までをお願いいたします。

1. 奄美大島ねこ対策協議会は「ノラネコは動愛法対象である」という認識に基づき、再度環境省との協力・連携のもとでノネコ譲渡の運営体制の改善に取り組みこと

理由：現在、「環境省からノラネコは『動物の愛護及び管理に関する法律（以下『動愛法』とする）』対象ではないと聞いた」との協議会の誤った認識に基づいて、ノネコセンターの運営が行なわれています。環境省の全面的な協力体制をもとで実施していると主張しながらも、『動愛法』の基本的な考え方でさえ正しく理解できていなかったという事実は、協議会と環境省の連絡・調整不足、縦割り行政の弊害を露呈しています。

『奄美ノネコ管理計画』の関係機関においては、このような初歩的な共通理解がなされないままネコ譲渡が進められていた異常事態について猛省を求めるとともに、殺処分ゼロを目指す環境省の方針や『動愛法』の精神に合致するネコ譲渡の体制・運営へと再構築を図ることを要求します。

2. 他地域でのノネコ問題へ悪影響を及ぼす『奄美ノネコ管理計画』におけるノネコの定義の拡大解釈を見直すこと

理由：『奄美ノネコ管理計画』の考え方では、ノネコとして捕まれば、ノラネコや飼いネコであっても「ノネコ」であるという理屈になりますが、当然のことながら、ネコを山

野（の）で捕獲したら「ノネコ」になるわけではありません。環境省自然環境局長から出された昨年の通知<平成 29 年 3 月 31 日付け環自野発第 1703311 号>の「野生」についての定義にしたがってノネコを定義すれば、「当該個体が元々飼育下にあったかどうかを問わず、飼主の管理を離れ、常時山野等において、専ら野生生物を捕食し生息している状態」のネコが「ノネコ」であると解釈されます。さらに「市街地または村落を徘徊しているようないわゆるノラネコ、ノライヌは法（『鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下『鳥獣法』とする）』の対象にはならない」とあることから、捕獲された個体がノネコなのかノラネコなのか、それとも飼いネコであるのかを判別するには、捕獲したのちに慎重に検証する必要があります。

そもそも常時山野等において、専ら野生生物を捕食し生息している、集落に全くといっていいほど依存していないネコがそれほど多くいるとは考えにくく、むしろ捕獲されるネコのなかには、かなり高い確率でノラネコやイエネコが混じってしまうことが容易に推測できます。しかしながら、『奄美ノネコ管理計画』では「森林内のネコはノネコがほとんどと推測される（『奄美ノネコ管理計画』7-1(3)）」との憶測を示していることから、本計画の見通しの甘さや裏付けとなる基礎調査の不十分さは否めません。さらに、条例で定められているマイクロチップ挿入と鑑札装着が義務付けられているからといって、当該地域の両者の挿入率・装着率がさほど高いわけでもないにもかかわらず、鑑札やマイクロチップ、首輪などが装着されていて飼い主がいると想定される以外の個体は「飼養を希望する者への譲渡に努め、譲渡できなかった個体はできる限り苦痛を与えない方法を用いて安楽死させる（『奄美ノネコ管理計画』7-1(4)）」という軽率で拙速な方法で殺処分を進めようとしており、「譲渡に努め」ようとする積極的姿勢は全く感じられません。

以上のことから、本計画は、『動愛法』対象の愛玩動物であるノラネコや飼いネコと疑われる個体の存在を意図的に看過し、自然局長通知の内容に合致しないネコまでもノネコとして速やかに処分しようとしている現在の意図的な解釈を改め、ノネコという不適切な用語の使用は止めるべきであると提案します。

3. 動物愛護軽視、希少種保護偏重の『奄美ノネコ管理計画』を見直すこと

理由：『奄美ノネコ管理計画』は希少種保護と動物愛護の二柱から構成されており、その概念自体に異存はありません。森林内に侵入しているネコが希少種を捕食し、在来生態系に景況を与えているだろうということにも否定はしません。本計画のなかで私が問題視しているのは、捕獲したネコのその後の扱いについてです。

希少種保護という観点からは、アマミノクロウサギやアマミヤマシギなどの希少種の保護が目的であり、捕獲したネコを森林外へ出した時点で目的は達成するため、捕獲されたネコを殺処分しなければならない理由はどこにもありません。捕獲されたネコに罪はなく、私たち人間にこそ罪があるということについては誰も異論はないはずだからです。し

たがって、何の罪もないペット由来のネコを極力殺処分しないように努めるのが筋であり、それは環境省のイヌネコ殺処分ゼロの方針と合致します。

しかし、『奄美ノネコ管理計画』におけるネコ譲渡の運営体制の考え方には、捕獲したネコを速やかに殺処分できるようにしたいという意図が強く働いているといわざるを得ません。現在のノネコセンターでは、譲渡希望者を審査によって絞り込み、個体の写真を公表せず十分な情報発信もせず、さらに譲渡期間を1週間と短くすることで、譲渡の機会を意図的に縮小させ、殺処분을容易にするような仕組みとなっているからです。つまり、

「飼養を希望する者への譲渡に努め」としながらも、実際には協議会の職員の「ノネコ管理計画はネコの殺処分が前提」という主張を具現化するかのような、ネコの生存の機会を不当に奪う欠陥的施策となっています。動物愛護の観点からは、『動愛法』の精神や殺処分ゼロの環境省の方針と明らかに逆行した内容といえるでしょう。しかも、捕獲数は予想通りには進んでおらず、収容スペースには十分な空きがあると聞いておりますので、収容期間の延長は難しくはないはずです。

以上のことから、『奄美ノネコ管理計画』のネコ譲渡における動物愛護管理面の充実化を図ること、特に捕獲されたネコの写真の公表や保管期間の延長などを通じて、譲渡の機会を可能な限り拡大することを強く要求します。

4. 他地域でのノネコ問題の取り組みへ悪影響を及ぼす可能性が高いネコ譲渡の現運営体制を見直すこと

理由：捕獲されたネコは疾病を保有している可能性が高く、人に馴れにくく一般的なネコに比べて飼育も難しいことから、譲渡希望者がある程度吟味せざるを得ない、そのために『ノネコ譲渡希望者審査委員会（以下、『譲渡委員会』とする）』は厳正な審査を行っているのだ、との行政の説明に対しては一定の理解はできます。しかし、もしそうなのであれば情報発信を充実させ、譲渡のための準備期間に多くの時間を割くなど、島内外から広く譲渡希望者を募る努力をしていなければ辻褄が合いません。実際には、譲渡希望の需要が供給よりも小さくなるように恣意的な運営がなされており、譲渡に消極的な姿勢は明白です。

特に、『譲渡委員会』の審査において、譲渡希望者に納税証明書や所得証明書を提出させることは非常に多くの問題を孕んでいることを指摘しておきます。譲渡希望者に譲渡認定証を交付するか否かは『譲渡委員会』の判断にのみゆだねられており、基準を満たす明確な所得額は設定されず、判断基準の根拠も不明であるため、公正な審査となっているとはいえません。何よりも、ノラネコが『動愛法』対象であることさえ認識のなかった組織が果たして譲渡希望者の飼育条件について適切な判断ができるのか、さらには審査をする資格さえあるのか甚だ疑問です。

このようなブラックボックス的審査に加え、譲渡認定証を持つ者のみネコの捕獲情報にアクセスすることができる、地元鹿児島獣医師会所属の動物病院限定でのマイクロチップ

挿入義務があることなど、煩雑な手続きや不便さ、不条理さを手譲渡希望者に強要する仕組みとなっており、特に島外からの譲渡の機会を著しく低下させている要因となっているのは容易に推測できます。このような行政主導によるミスリードがまかり通れば、小笠原、八丈島、御蔵島、天売島などの離島、および沖縄北部において捕獲したネコ譲渡に意欲的に取り組んでいる諸団体のこれまでの努力に水を差し、悪影響を与えることは避けられません。

以上のことから、譲渡を軽視し、殺処分を前提とした『ノネコ管理計画』におけるネコの譲渡体制を早急に見直すことを強く要求します。

5. ノネコ対策以外の希少種保護のための取り組みを拡大すること

理由：『外来種被害防止行動計画～生物多様性条約・愛知目標の達成に向けて～環境省ほか（2015）』では、「2011年から2014年に撮影されたネコの画像を解析した結果、奄美大島の森林内に広くノネコが分布することが確認され、その頭数は約600～1,200頭と推定された」とあるが、そもそも2010年以前の個体数がどのように推移してきたのかや、どの程度増加して現在の個体数になったのかが明らかになっていません。単に600～1200という幅のある数だけをもって、近年ネコによる在来種への捕食圧が急激に高まったとされる原因が、数が増加したことにあると考えているのであればあまりにも浅慮であるといわざるを得ません。かつての奄美の地域住民にとってネコを放し飼いで飼育するのは一般的であり、奄美地方の世帯数や飼育個体数が近年増加しているわけでもないため、ノラネコ（飼育されている個体で室内外を自由に出入りできる個体も含む）の個体数が一気に増加して在来種への捕獲圧が急激に高まったとも考えられません。

第一に、奄美での野放図な道路開発が現状と深くかかわっていることを認識すべきであると考えます。今回問題としているネコに加え、マングースのような外来生物が農地・山林開発や林道開発の拡がりとともに外来生物が森林内の奥深くまで侵入する機会は確実に増えているはずであり、このことが森林内でのネコの分布が広く確認できていることにつながっていると考えた方が保全生態学的見地からは妥当といえます。一帯に広く深く延びた道路網の発達、交通事故の多発といった直接的な被害や、外来生物侵入の増大ともなう捕食圧の増加といった間接的な被害と密接に関係しているという視点が『奄美ノネコ管理計画』には明らかに欠落しています。

2015年12月に開催された『奄美の明日を考える奄美国際ノネコ・シンポジウム』の記録集（鹿児島大学、2016）のなかで、地元小学生らが、奄美の在来種を捕食するネコの問題について学び、話し合っただけで作成した絵本が紹介されています。その最後に「大人の皆さんへのお願い」として、「森で捕まえたネコに新しい飼い主が見つかるまで飼っておける施設を作ってください」との小学生の言葉が載せられています。現在実施されている『奄美ノネコ管理計画』が、ネコに罪はない、何とか殺さないようにという子どもたちの願いを的確に汲み取っていると、本計画作成や運営に関わっている関係者は胸を張っている

のか伺ってみたいものです。口のきけない、ましてや何の罪もない弱者をいとも簡単に殺す社会がまともなわけではなく、長年放置してきた人間社会の問題のつけを全てネコに押し付けて「死人に口なし」とばかりに責任転嫁して殺処分することは道義上決して許されることではありません。捕獲したネコの殺処分を容易に進める仕組みである本計画を知った子供たちがどれほど社会に対して不信感を持つのかを真摯に考えてみてはいかがでしょうか。

先日、5月に世界自然遺産の登録延期が勧告された「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」を、再度ユネスコに推薦するとの報道がありました。登録地申請地のひとつである奄美でこのような非人道的で杜撰な管理計画が行なわれていることが明るみにできれば、選考の障害になりかねないと危惧しております。世界遺産登録を目指している場所であるからこそ、地元奄美の誇りとなれるような、さらには国際的にも評価されるような希少種保護と動物愛護の両面が充実した先進的な管理計画を作成し、実施してほしいと願っている次第です。

以上のことから、以前から指摘されている交通事故対策の強化はもちろんのこと、必要のない林道を埋め戻して元の森林に戻すような環境復元型の希少種保護対策を強く要求するとともに、地元教育機関を行政の都合で利用するのではなく、環境教育の一環として、またフィードバックシステムのひとつとして参画できるような関係を築くよう提案します。